

「(仮称) 岐阜市文化芸術基本条例の骨子 (案)」に対するご意見とそれに対する岐阜市の考え方

意見募集期間 令和4年11月7日 ～ 12月6日

意見提出数 4通 (直接提出: 0通、郵送: 0通、ファクシミリ: 2通、電子メール: 2通、意見提出フォーム: 0通)

意見項目数 5件

No.	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜市の考え方	変更の有無
(5) 各主体の責務及び役割				
1	4ページ	どこかに”文化芸術を楽しむ”、”親しみを持ってもらう”という趣旨の言葉があるといいと思う。	前文で、文化芸術に関する施策を推進し、「文化芸術を楽しむ創造する都市ぎふ」の実現を目指すとし、ご意見の趣旨を含めています。	無
2	4ページ 「⑤ 事業者の役割」について	「文化芸術活動を行うものへの理解～」という表現は、別に主体者である”もの”が存在し、事業者はその”もの”に対して「理解及び協力～」と解釈できると思う。 「文化芸術活動および、文化芸術活動を行うものへの(以下同文)」とすることで事業者が主体となりうる可能性を加えたほうがいいと思う。	文化芸術が自主性を重んじられる分野であり、すべての事業者に対し、文化芸術活動の主体になることを求めるのは、難しいものと考えております。	無
(6) 文化芸術に関する基本施策				
3	5ページ	普段芸術に触れていない人にとって(芸術)という言葉そのものに敷居の高さを感じる。特に若い世代に、この取り組みを浸透させたいのであれば敷居を低くする方針も必要かと思う。 そのための提案だが、鑑賞用の芸術のみならず、デジタルを用いた体感的感覚的な芸術、言い換えれば触れて楽しい見て楽しいと思えるようなものを設置、展開を検討してはどうか。また、これらの宣伝活動にも重点を置いて、お金をかけるのではなく、来場した人がSNSを通じて勝手に広めてくれるそのような現場づくりにも力を入れてはどうか。	デジタル技術を活用した文化芸術の推進は大きな可能性があると考えています。今後の施策展開の参考とさせていただきます。	無

項目	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜市の考え方	変更の有無
4	5 ページ	<p>岐阜市の公共ホールについて、今後広くお越しいただくお客様のために 2 点改善していただきたい。</p> <p>1 点目 岐阜市民会館大ホール 2 階席について、足の不自由な方が階段が上がれない点。</p> <p>2 点目 岐阜市文化センター小劇場客席洋式トイレが足りていない点。</p>	<p>施設の適正な維持管理、利用者に快適に施設をご利用いただく取り組みを進めるうえで、参考とさせていただきます。</p>	無
5	5 ページ	<p>以前、(特定文化施設名称を記載) でこどもの作品発表会をしようとしたら、そんな汚いものは飾れないと断られた。見もしないで。こどもの絵の作品は汚いものか？それ以来こどもの作品展は名古屋のセントラルパークで行ってきた。岐阜市でもオープンなスペースで気軽に作品展をできるギャラリーが欲しいと願う。</p>	<p>市有施設におけるギャラリーは、みんなの森 ぎふメディアコスモス、ハートフルスクエアG（生涯学習センター）、文化会館（文化センター、市民会館）がございまして、ご利用いただきたいと思います。</p> <p>なお、(特定文化施設) へのご意見については、その旨を施設管理者にお伝えしました。</p>	無

※その他の変更について

いただいたご意見のほか、本条例を含む岐阜市の「施策の基本的考え方等を明らかにする条例」において、どこまでの項目や内容を規定すべきかを、本条例制定過程で庁内で検討を行い、それを踏まえて以下の変更を行いました。

① 各主体の責務及び役割について

文化芸術は、特に自主性が重んじられる分野であることに鑑み、(すべての) 市民や事業者の役割としていた、文化芸術に対する関心や理解、協力や支援(努力義務)については、これを削除し、それらの役割は「多様な文化芸術を尊重するよう努める」としました。

② 文化芸術に関する基本施策について

基本施策は、将来の社会潮流、市民ニーズ等の変化に伴い見直しが必要になることも想定されるため、その内容は基本計画で示すこととし、条例からは削除しました。

③ その他

全文にわたり、上記①、②の変更等に伴う、定義、用語等の整合を図るための変更を行いました。